EPS Holdings,Inc.
最終更新日：2016年12月27日
EPSホールディングス株式会社
代表取締役　巌　浩
問合せ先：03-5684-7873
証券コード：4282
http://www.eps-holdings.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスにおける最も重要なポイントは、経営陣の説明責任と公正な経営システムの維持にあると考えております。
取締役会の運営については、グループ経営の観点から的確且つ迅速な意思決定が行えるよう各セグメントの責任者及び社外役員を含む適正な取締役会構成としております。
また、会計監査人である有限責任監査法人トーマツを中心に複数の外部機関から専門的なアドバイスを受けコンプライアンスの維持を図っております。
一方、株主、取引先、従業員等に向けて経営方針や経営計画等を適時に公表し、その達成状況や実績も出来るだけ早い時期に情報開示することにしております。具体的には、機関投資家及び個人投資家向けの会社説明会、インターネットを通じた財務情報の提供等であり、これらは、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　株主総会における議決権行使】
当社は、外国人株主の議決権行使比率が85%以上、また、全体の議決権行使比率が85%以上であることを勘案し、現状では議決権電子行使プラットフォームの利用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、海外投資家の動向や議決権行使の状況を見ながら検討してまいります。

【補充原則4-2-1　取締役会の役割・責務2】
経営陣の報酬は、経営陣の報酬に関するグループ基本方針に基づいて、基本報酬と年度目標の達成度に応じて変動する報酬とで構成されておりますが、いずれも現金報酬となっております。中長期的な業績と連動する報酬及び自社株報酬については、今後検討いたします。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名を選任しており、当該社外取締役を独立役員として届出を行っております。当該社外取締役は、独立した客観的な立場で経営の基本方針や経営改善について積極的に助言を行っており、適切に経営の監督が行われております。将来的に当社の経営環境が変化することで、独立社外取締役の増員の必要があると判断した場合には、適格な候補者の選任を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引関係の維持・強化等の観点から当社の企業価値向上につながることを基本目的として、政策的に株式を保有しております。保有株式については、定期的に取締役会に報告し、中長期的な保有の意義を検証しております。
また、当該株式の議決権行使については、株主価値及び中長期的な企業価値の向上に資するか否かという観点を踏まえて総合的に判断し、適切に行使しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、法令及び取締役会規程に基づき、取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会の承認決議を要することとしております。また、当社役員の利益相反取引については、役員及びその近親者と当社との取引の有無を毎年定期的に確認しております。
主要株主との取引については、経済合理性に基づいて判断し、資本関係を理由とした排他的取引は行わず、資本関係のない取引先との通常取引を行うのと同じ基準で、社内規則に従い必要に応じて適切な承認続きを取ることにしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)経営理念、経営戦略等については、当社のホームページ・ビジネスレポート・決算説明会・有価証券報告書等により情報発信を行っております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針については、株主総会招集通知・有価証券報告書・本報告書等を通じて明らかにしております。
(3)取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬総額の限度額の範囲内で支給しております。経営陣幹部及び取締役の具体的な報酬は、独立社外取締役の助言を得て取締役会で決議された経営陣の報酬に関するグループ基本方針に基づいて基本報酬と年度目標の達成度に応じて変動する報酬とで構成され、各人の役割と責任に応じた報酬体系としております。なお、個別の報酬額は、上記基本方針に従って、各人の査定結果に基づき取締役会の委任を受けた代表取締役が最終決定しております。
(4)取締役については、当社グループの各事業に精通した各事業セグメントの代表者等、グループ全体の経営の意思決定及び業務執行の監督を担うのに相応しい人物を、また、社外取締役については、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たすとともに、多様かつ豊富な経験・高い見識を有し取締役会の議論に貢献できる人物を指名することを基本方針としております。
監査役については、監査機能を強化できる豊富な経験・広い知識・各分野の高度な専門性を有し、公正・中立な立場から助言・提言ができる人物を監査役会の同意を得て指名することを基本方針としております。
その他経営陣幹部については、経営の一翼を担うに相応しい経験・知識・スキルを備えた人物を選任することを基本方針としております。
取締役・監査役候補者の指名及びその他経営陣幹部の選任については、上記基本方針に基づいて代表取締役が候補者を提案し、独立社外取締役の助言を得て取締役会の決議により決定しております。
(5)役員候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務1】
当社は、グループ経営に関する事項、決算に関する事項、株主総会に関する事項、役員等に関する事項、株式及び新株引受権に関する事項、組織及び人事に関する事項、会社資産等に関する事項、財務に関する事項等、法令・定款に定める事項及び重要事項について、取締役会の承

認決議を要する事項として取締役会規程に定めております。また、稟議規程の決裁基準表において、代表取締役及びその他経営陣等の決裁権限を明確に規定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所の定める基準に準拠しております。また、豊富な経験及び高い見識に基づいて取締役会での議論に積極的に貢献できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、定款で定める員数の範囲内で、各事業に関する多様かつ高度な知識・経験・スキル等のバランスに配慮しつつ最適と判断される人員で構成されるべきと考えております。
取締役については、当社グループの各事業に精通した各事業セグメントの代表者等、グループ全体の経営の意思決定及び業務執行の監督を担うのに相応しい人物を選任しております。また、社外取締役については、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たすとともに、多様かつ豊富な経験・高い見識を有し取締役会の議論に貢献できる人物を選任しております。

【補充原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役及び監査役の兼任状況について、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たす時間・労力を十分に確保することができる兼任状況であることを確認しております。なお、取締役及び監査役の重要な兼任の状況については、毎期の事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、平成28年度において、取締役会の議案・運営等の観点から分析・評価を行い、その結果、取締役会は適切に機能しており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認しております。当社は、今後も、取締役会の更なる充実に向けて取り組むとともに、取締役会全体の実効性の確保・向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
当社の取締役及び監査役は、経験・知識・スキル等が職務を遂行するのに相応しいかどうかを判断基準に候補者として指名しております。当社は、随時、必要な知識の習得及び情報提供等の機会を設け、その費用については合理的な範囲内において会社が負担することを、トレーニングの方針としております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、以下の取り組みを行っております。
(1)株主との対話全般を統括し、IRに責任を持つ担当役員及びIR担当部署として綜合広報室を設置しております。
(2)対話を補助するため、綜合広報室は、経理、財務、総務等の関連部門と密接に連携しながらIR活動を行っております。
(3)定時株主総会、決算説明会(年2回)、個人投資家向け説明会、四半期決算開示毎の国内外機関投資家やアナリストとの対話の場、ホームページでのIR情報開示、個人投資家様からの電話やメール等による問い合わせへの個別対応等を通じて対話の一層の充実に取り組んでおります。
(4)対話を通じての株主の意見等は綜合広報室が取りまとめ、随時、IRに責任を持つ担当役員が取締役会で報告することとしております。
(5)IR活動や株主との対話においては、インサイダー取引規制上の重要事実の取り扱いに細心の注意を払いつつ、当該情報に関わる関係者に対して社内規則に従った情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　　30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ワイ・アンド・ジー	9,744,000	21.04
GOLDMAN、SACHS＆CO.REG (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3,880,555	8.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,756,800	8.11
EPSホールディングス株式会社	1,566,417	3.38
佐々木　幸弘	1,491,828	3.22
西野　晴夫	1,491,828	3.22
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY (常任代理人　シティバンク銀行株式会社	1,200,100	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,185,400	2.56
THE　BANK　OF　NEW　YORK (常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,109,605	2.40
住友生命保険相互会社 (常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1,080,000	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無　　―――

親会社の有無　　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤　佳則	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安藤　佳則	○	（略歴） 昭和56年４月　三菱重工業株式会社入社 平成４年２月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成６年11月　エレクトロニック・データ・システムズ株式会社取締役副社長 平成11年４月　A.T.カーニー株式会社入社 平成17年１月　同社　マネジング・ディレクター・アジアパシフィック担当 平成19年７月　イーソリューションズ株式会社代表取締役会長 平成21年７月　株式会社安藤佳則事務所代表取締役社長（現任） 平成22年12月　イーピーエス株式会社（現当社）社外監査役 平成23年６月　スルガ銀行株式会社　社外取締役（現任） 平成23年10月　知識工房株式会社代表	（招聘理由） 企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しております。

		取締役(現任) 平成23年12月　イーピーエス株式会社(現当社)社外取締役(現任) 平成24年3月　日本エイ・ティ・エム株式会社　社外取締役(現任)	

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の提供を受け、その計画に基づく監査実施状況の報告及び説明を四半期毎に受けております。また必要に応じて適宜、情報交換を行うことにより相互に連携して監査を実施し、コーポレートガバナンスの充実と強化を図っております。
常勤監査役は、監査室が年度監査計画を策定する時点で監査対象等に意見を述べ、その計画に沿って行う内部監査において内部監査室と連携して取締役・使用人からの事情聴取、書類の閲覧、実施調査を行っており、監査結果の報告時にも出来うる限り立会するよう努めております。
また必要に応じて監査役会で報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
舩橋　晴雄	他の会社の出身者													
辻　純一郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舩橋　晴雄		―――	経営や行政における豊富な経験と幅広い見識によるため。
辻　純一郎		―――	医薬学術分野での豊富な経験と見識および行政における実務経験を有しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

該当事項なし。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直近事業年度における当社の取締役に対する報酬は以下のとおりであります。
取締役　　163百万円
監査役　　7百万円
社外役員　　4百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役・監査役の報酬は、それぞれ株主総会にて決議された報酬総額の限度額の範囲内において、支給しております。役員報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき、決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、毎月定期に開催される取締役会に出席し、状況を把握しており、取締役会開催にあわせて開催する監査役会で意見の交流と確認を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性を重視し、3名の代表取締役と1名の常勤取締役、3名の非常勤取締役（内、社外取締役1名）からなる体制をとっております。当社は専門的な業務に精通している者を執行役員としており、4名の常勤取締役が執行役員を兼任し、各自がそれぞれの業務遂行及び業務執行現場での課題や、重要事項の報告等が迅速になされる体制の構築を図ります。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
・取締役候補者は、代表取締役会長が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
・取締役及び監査役の報酬につきましては、それぞれ株主総会にて決議された報酬総額の限度額の範囲内において支給しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役会長が当社が定める一定の基準により決定しております。また、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。取締役及び監査役への退職慰労金は、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内において贈呈しております。
・監査役会は常勤監査役1名と2名の社外監査役の体制をとっております。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。
・監査役3名は取締役会に同席し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

・内部監査部門として、代表取締役会長及び社長直轄の監査室を設置し、９名の体制で業務の遂行が、各種法令や当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的・効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。
・監査役会、監査室及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続関与年数は次のとおりです。

（所属する有限責任監査法人名）	（公認会計士の氏名）	（継続関与年数）
有限責任監査法人トーマツ	業務執行公認会計士　加藤　博久	４年
有限責任監査法人トーマツ	業務執行公認会計士　鈴木　健夫	３年
有限責任監査法人トーマツ	業務執行公認会計士　森竹　美江	１年

なお、上記の他に監査業務に関する補助者として公認会計士6名、その他4名であります。顧問弁護士からは、法律上の判断を必要とする場合に適時に助言・指導を受けております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と2名の社外監査役です。取締役会は迅速な意思決定を行うために、業務に精通した社内取締
役6名と社外取締役1名で構成されております。社外からのチェック体制は、当社と利害関係のない社外監査役による客観的、中立的な監査をしており経営監視機能において十分に機能しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会後、経営者及び役員との懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに記載しており、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	外部コンサルタントと契約を結び個人向けのIRを年１回以上開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第２四半期並びに期末決算に関する決算説明会の他に不定期に会社説明会を年に数回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにおいて、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、決算短信（英文含む）、四半期決算短信（英文含む）・四半期業績概況、招集通知、議決権行使結果、株主通信（四半期・期末）ビジネスレポート（英文含む）、コーポレート・ガバナンスに関する報告書について掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	綜合広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、会社法に基づく当社グループの内部統制構築に関する方針を決議し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともにリスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。
また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。
2. 損失のリスク管理に関する規程及びその他の体制
・当社は文書取扱管理規程及び個人情報取扱規程、内部通報規程を制定し、リスクマネジメント室を設置しており、文書並びに個人情報に関するリスク管理体制を構築しております。また、リスクマネジメント委員会を発足し、重要リスクの管理状況の把握・確認・評価及び必要に応じて改善提言をしております。
・当社は、代表取締役会長、社長及び副社長に直属する部署として、内部監査を実施する監査室を設置し、監査室は定期的に業務監査実施項目及び実
施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行います。
・監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役会長、社長、副社長及び担当部署に通報される体制も構築しております。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、4名の常勤取締役が執行役員を兼任し、各自がそれぞれの業務遂行及び業務執行現場での課題や重要事項の報告等が迅速になされる体制をとっております。
・当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに業務執行上の成果及び責任を明確にするため、取締役の任期を2年と定めております。
・取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会において審議・決定されております。
・日常の職務執行に際しては、企業倫理行動規範・組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行なわれ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制としております。
4. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
従業員に法令・定款の遵守を徹底するため代表取締役会長のもと、取締役会は内部統制構築の基本方針を決議し、法令・定款等に違反する行為を防止する内部統制制度を構築しております。
内部統制システムの整備状況につきましては、当社及びグループ全社は会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針を定め、この体制のもとで業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に対応してこれを随時更新し、維持・改善してまいります。
また、金融商品取引法上の内部統制体制の整備については、代表取締役会長を委員長とした内部統制推進委員会を発足させ、有限責任監査法人トーマツの助言のもと、整備・強化を図っており、その一環として販売管理システムを稼動させて受注及び売上管理の一元化、会計システムとのインターフェイス等を構築しております。
5. 当社及びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について事業管理室が担当し、担当者を通して日々子会社との意思疎通を図っており、監査室が当社規程に準じて監査を行うものとしています。
・当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、当社規程に則って決定しております。
・当社グループは月次連結決算を行っており、月次単位で各社単位及び連結ベースでの予算と実績の分析資料を作成し、取締役会に報告する体制をとっています。
綜合企画室の各担当者及び監査室は、子会社及び関係会社に損失の危険の予兆あるいは発生について、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について各部担当取締役に報告され、重要なものは当社の取締役会に報告する体制を確保し、これを推進しております。
・平成28年12月27日現在においては、当社に親会社はございません。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)につきましては、常勤監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
なお、平成28年12月27日現在におきましては、監査役会からその職務を補助すべき専任の従業員を置くことまでは要請されておりません。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動につきましては、監査役会の同意を必要といたします。
・監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価につきましては監査役の意見を聴取するものといたします。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
・前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
1)当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
2)当社の子会社及び関係会社の監査役並びに内部監査部門の活動状況
3)当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
4)業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5)監査役から要求された契約書類、社内決裁書及び会議議事録の回付
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしています。
・監査役会、監査室及び会計監査人は必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
・監査役3名は定期的に開催される取締役会に出席し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
・監査役会は、監査室の実施する内部監査の計画を事前に把握し、内部監査実施の際は常勤監査役ができるだけ同席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業倫理行動規範を制定し東京証券取引所で定めている企業行動規範及び暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、反社会的勢力を利用するなどの行為を行わないことを遵守事項としております。

反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
当社における社内体制の整備は以下のとおりです。

1．対応統括部署の設置状況
不当要求に対する対応統括部署として、総務室が中心となり担当しております。
2．外部の専門機関との連携状況
管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家とは、平素から緊密な連携を保ち相談、助言、指導等を受けております。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（以下、特防連）の会員であり、総務室担当者の特防連の主催する研修会及び情報交換会への参加を通じて、特防連及び会員企業との連携強化を図ってまいります。
3．反社会的勢力排除に関する情報の収集・管理状況
特防連並びに管轄警察署及び同担当係官との連携により得られた情報に基づき、反社会的勢力に関する最新情報を総務室において管理しております。
4．今後の整備に係る課題
対応マニュアルの整備等については、総務室を中心に必要に応じて整備してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

代表取締役会長とその財産保全会社により、当社発行済株式の約21.7%を所有しているので具体的に買収防衛策は考えておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

意思決定機関である取締役会、その構成員である各取締役が決定事項を遂行しており、それを監査役、内部監査を担う監査室、会計面を中心とした会計監査人が会社の適切な運用が維持できるように牽制機能を保持する体制でより良い状態となるよう努めております。
1. 基本的な考え方
当社は、主に医薬品製造会社から新薬開発の為の臨床試験を受託するサービスを営んでおり、医薬品の臨床試験結果、上市後の製造販売後調査などの副作用のモニターなど顧客の重要なインサイダー情報となりうる業務を扱う立場上、情報管理を徹底する体制を取っており顧客からの評価と信頼を得ることにより発展しております。
このような業務の特有性を十分に認識した上で、当社は情報管理に留意しつつ経営の効率性、透明性を向上させ株主を含む一般投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対して迅速、正確かつ公平なディスクロージャーを実行してまいりました。この基本的な考え方に基づき、当社のディスクロージャーの方針を以下のとおり制定しています。
2. ディスクロージャーの方針
(1)情報開示の基準
当社は会社法、金融商品取引法その他の諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」(以下、「適時開示規則」といいます)に従って公平性、積極性を基本とした迅速な情報開示を行います。また諸法令や適時開示規則に該当しない場合でも株主を含む一般投資家、機関投資家、アナリストの皆様に当社をご理解いただくために重要あるいは有益であると判断した情報につきましては、積極的かつ公平に開示します。
なお個人情報、顧客情報および関係者の権利を侵害することになる情報につきましては開示しません。
(2)情報開示の方法
適時開示規則の定める情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。同システムにて公開した情報のホームページへの掲載に関しては、メディアへの発表後、出来る限り速やかに掲載することにしています。適時開示に該当しない情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により出来るだけ正確かつ公平に開示する方針です。
(3)インサイダー取引の未然防止
インサイダー取引の防止等につきましては、インサイダー取引防止規程を制定しその防止を図っております。また、東京証券取引所から提供しているe-ラーニング研修サービス等によるインサイダー取引規制に関する教育を役員・従業員を対象に行うことにより、その趣旨の周知徹底と理解啓蒙に努めるとともに、管理職向けの会議において代表取締役会長より口頭にて注意を喚起しています。
(4)業績予想および将来情報の取り扱い
当社が開示する業績予想、将来の見通し、戦略、目標等のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は将来の見通しに関する記述であり、これらは当社が現時点で入手している情報および合理的であると判断される一定の前提に基づく計画、期待、判断を根拠としております。したがって実際の業績等は、経済情勢等様々な不確定要素の変動要因によって、開示した業績予想等と異なる結果になる可能性があります。
(5)沈黙期間について
当社では、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。この期間は決算に関するコメント、質問への一切の回答を控えております。ただし、沈黙期間中に判明した業績予想と既発表の業績予想の差異が適時開示に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、上記手続きにより業績予想修正として情報開示を行います。
(6)社内体制の整備について
当社は、諸法令や適時開示規則に従った適切な情報開示を行うために、社内体制の整備、充実に努めております。
3. 適時開示に係る社内体制
決定事実、決算情報(四半期決算情報を含む。)、発生事実およびその他の会社情報につきましては、情報取扱責任者が各部から報告を受け、綜合広報室を中心に適時開示規則に基づき開示の内容等を検討し、取締役会において決議した後に、情報取扱責任者の指示により当該情報を開示、公表担当部門(綜合広報室)が開示、公表することとしています。
(1)適時開示に係る開示手続きとプロセス
決定事実に関する情報の取扱い
当社では、適時開示規則の決定事実に該当する重要事項の機関決定は、取締役会(原則月1回および必要に応じ随時開催)が行います。重要事項を決定した場合、代表取締役会長は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。
発生事実に関する情報の取扱い
適時開示規則の該当事実の発生を把握した各業務執行部門の部門長(グループ会社の代表者を含む)は、直ちに把握した事実を情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報、資料を収集し事実関係を迅速に把握したうえで関係部門長と協議し、重要性の判断、適時開示規則に基づく開示要否の判断を行います。情報取扱責任者は、適時開示に係る社内体制の手続きに則り、承認を得たうえで速やかに開示します。
決算に関する情報の取扱い
イ)本決算
綜合広報室は決算データと定性的情報ならびに翌期の業績予想を踏まえて決算短信(案)を作成し、取締役上席執行役員が確認後、取締役会に提出します。取締役会は、同取締役の説明のもと、決算短信(案)を審議し開示内容を決定します。代表取締役会長は取締役会承認後、情報取扱責任者に対し速やかに決算短信の開示を指示します。
ロ)四半期決算
本決算の場合と同様のプロセスにより開示します。(前項の「決算短信」を「四半期決算短信」に読み替えます。)
ハ)業績予想の修正について
綜合企画室は、業績データならびに業績に関する情報に基づく通期および各四半期累計の業績見通しを四半期ごとに策定します。売上、コスト、経費等業績予想に大きな影響が見込まれる状況が発生した場合は、新たな業績見通し(案)を策定します。
情報取扱責任者は、その時点における業績見通し(案)と、既に公表の直近の業績予想との差異が、適時開示規則の軽微基準内か否か、軽微基準内であっても開示の必要があるか否かについて検討した後、業績予想の修正に関する適時開示の要否を開示、公表担当部門(綜合広報室)と協議のうえ取締役会に付議します。取締役会において開示が必要と決定した場合、情報取扱責任者は速やかに開示します。
(2)開示すべき会社情報の報告、精査・法的チェック等のプロセスと牽制制度
情報取扱責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度、基準との適合性を確保するため、適時開示に係る社内体制に則り協議、相談を

行う他、必要に応じて専門家の立場から会計監査人または顧問弁護士といった社外の専門家とも協議・相談しています。

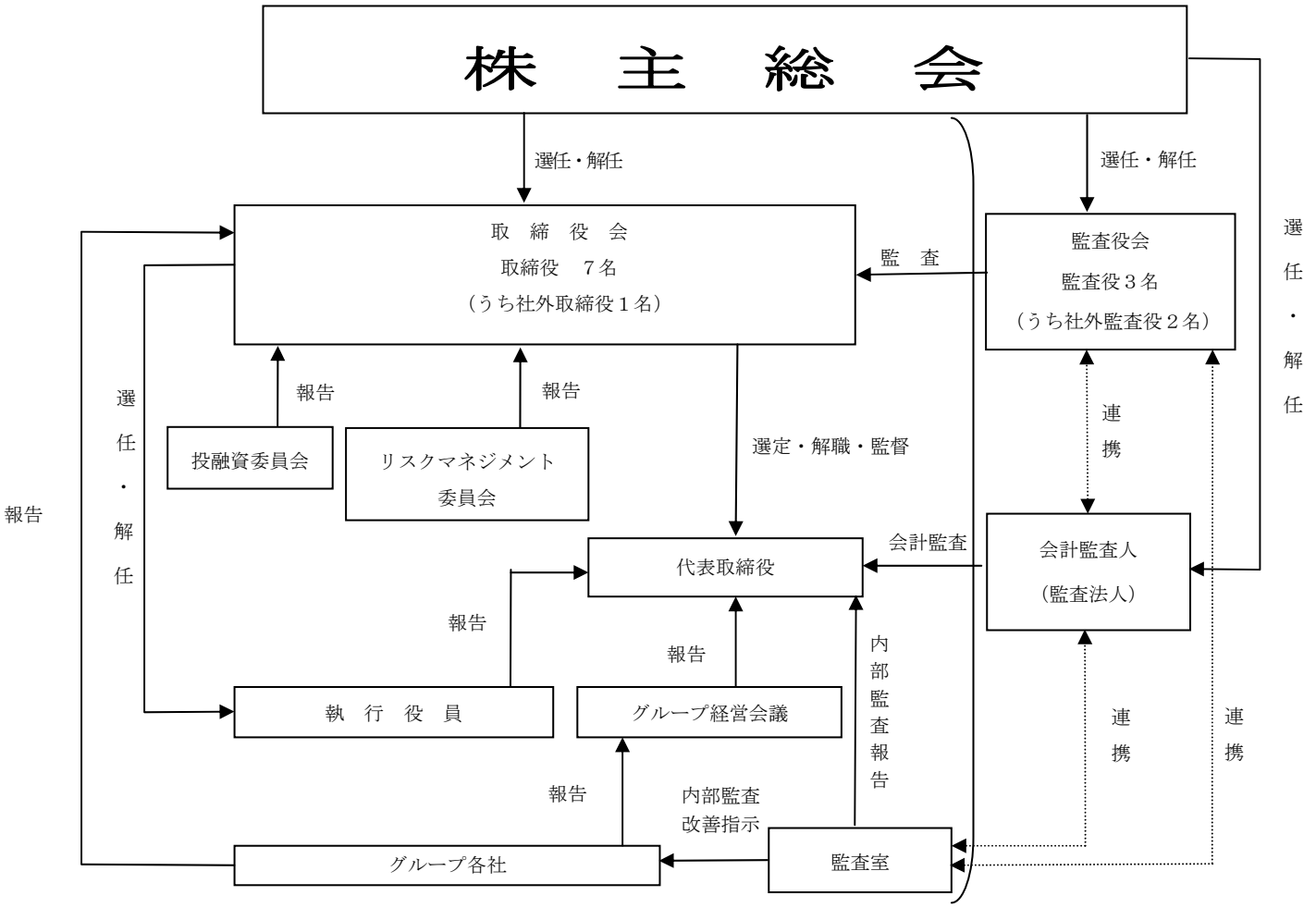
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取　締　役　会
取締役　７名
（うち社外取締役１名）
監　査
監査役会
監査役３名
（うち社外監査役２名）
報告
報告
選任・解任
報告
投融資委員会
リスクマネジメント
委員会
選定・解職・監督
連携
代表取締役
会計監査
会計監査人
（監査法人）
報告
報告
内部監査報告
執　行　役　員
グループ経営会議
連携
連携
報告
内部監査
改善指示
グループ各社
監査室

情報開示の業務フロー

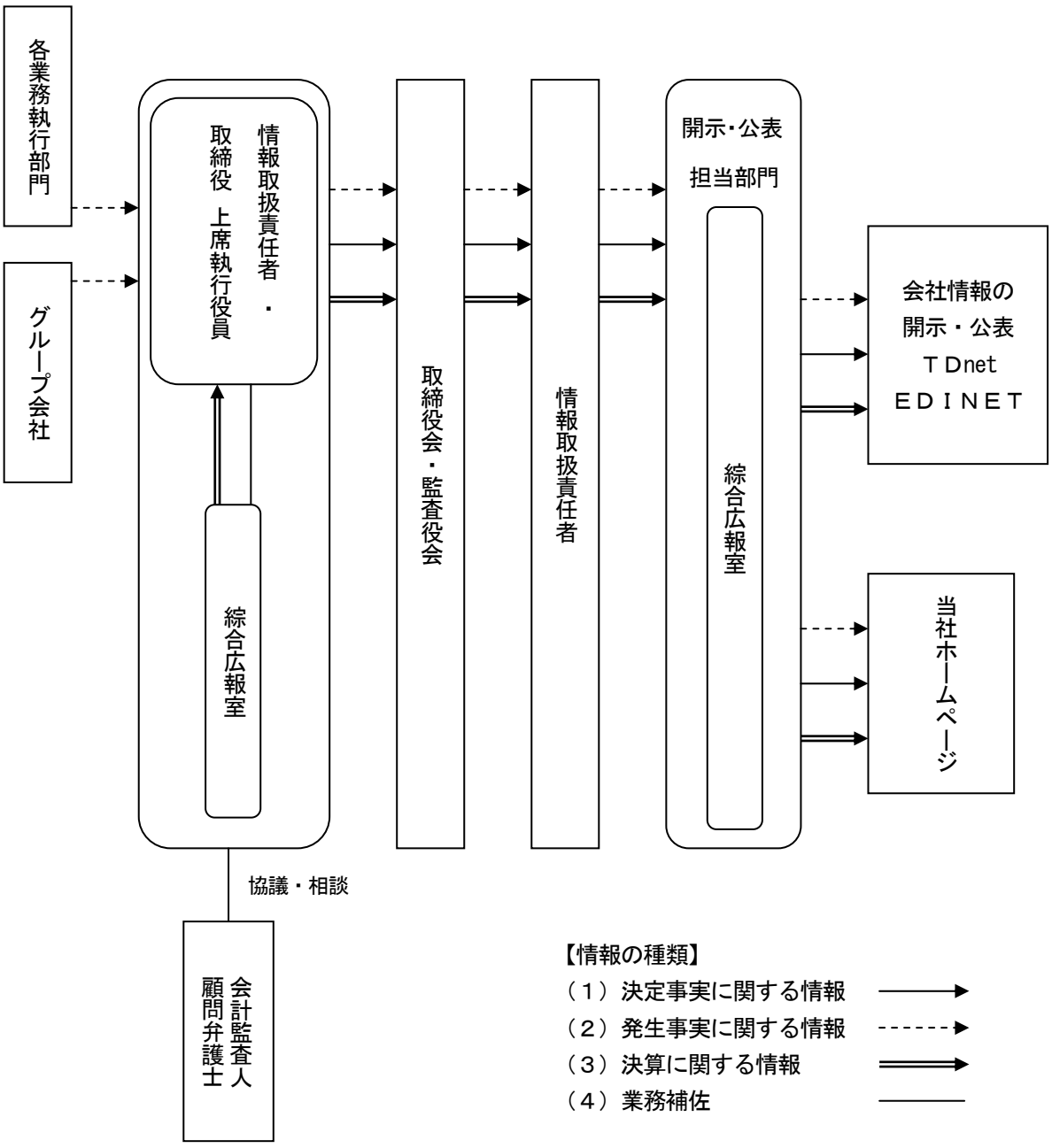
各業務執行部門
グループ会社
情報取扱責任者
・
取締役 上席執行役員
綜合広報室
取締役会・監査役会
情報取扱責任者
開示・公表
担当部門
綜合広報室
会社情報の
開示・公表
ＴＤnet
ＥＤＩＮＥＴ
当社ホームページ
協議・相談
会計監査人
顧問弁護士
【情報の種類】
（１）決定事実に関する情報
（２）発生事実に関する情報
（３）決算に関する情報
（４）業務補佐